第

6697

号



1994年1月6日創刊,每日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2021年)令和3年 6月 8日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp

♠ 使用人兼務役員

Q:妻は常時使用人として職務に従事していますが、取締役経理部長にしようと思っています。株式は私が100%持っていますが、使用人兼務役員になれますか?

A:使用人兼務役員になれません。

【解説】

使用人兼務役員とは、役員のうち部長、課長、 その他法人の使用人としての職制上の地位を 有し、かつ、常時使用人としての職務に従事す る者をいいますが、次のような役員は、使用人 兼務役員にはなれません。

なお、同族会社の使用人のうち税務上みなし 役員とされる者も使用人兼務役員となりませ ん。

- ①代表取締役、代表執行役、代表理事及び清算 人
- ②副社長、専務、常務その他これらに準ずる職制上の地位を有する役員
- ③合名会社、合資会社及び合同会社の業務執行 社員
- ④取締役(委員会設置会社の取締役に限ります)、会計参与及び監査役並びに監事
- ⑤①から④までのほか、同族会社の役員のうち その役員の株式等の所有割合やその役員の属 する株主グループの所有割合などが一定の状 況にある者

お尋ねの場合、あなたと奥さんの株式の所有割合の合計が5%を超えており、かつ、あなたと奥さんの属する株主グループとしての所有割合が50%を超えていますので、奥さんは使用人兼務役員にはなれません。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】







